

第2章 ごみの概況

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量の推移

昭和40年頃までは、大阪市のごみ排出量¹と人口（夜間人口）との間に一定相関関係が見られましたが、昭和40年代以降経済活動が活発となり、市民の生活水準も向上すると、大量消費・大量廃棄が社会的風潮となり、市民の生活様式も様変わりし、使い捨て商品の普及等によりごみの急増を招き、平成3年度には昭和40年度のごみ排出量の約3倍となりました。

大阪市では、急増するごみの処理に対応すべく、これまで焼却工場の建設等ごみ処理体制の整備を進める一方で、各種のごみ減量・リサイクル施策を推進してきました。

家庭系ごみについては、平成6年度から資源ごみ、平成17年度から容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施し、平成25年10月には古紙・衣類に分別対象を拡大するとともに、分別徹底のためのごみの残置による啓発指導を開始しました。また、市民の自主的な活動を促進するため、平成11年度からの資源集団回収活動に対する支援を実施するとともに、平成26年度からはコミュニティ回収²を導入し、より一層の資源集団回収活動の活性化を図っています。その他、平成18年10月から粗大ごみ収集の有料化、平成20年1月からの中身の見えるごみ袋による排出指定制度の導入、平成29年4月からの古紙・衣類の持ち去り行為等の規制などの施策を実施してきました。

事業系ごみについても、平成5年度から開始した特定建築物³の所有者・管理者に対するごみの減量指導や、平成4年度以降数回にわたるごみ処理手数料の見直しによる発生抑制を図るとともに、平成21年度から事業系ごみの適正区分・適正処理の推進による焼却工場への産業廃棄物混入の排除、平成25年10月からの資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止と搬入不適物の収集業者・排出事業者への個別の啓発・指導、平成28年度からの一般廃棄物再生利用制度の拡充などの施策を実施してきました。

こうした結果、平成3年度をピークとした大阪市のごみ排出量は、施策の浸透や市民・事業者の皆さんの意識の高まりにより、近年はごみ排出量の減少が続いてきましたが、近年下げ止まりの傾向となっています。

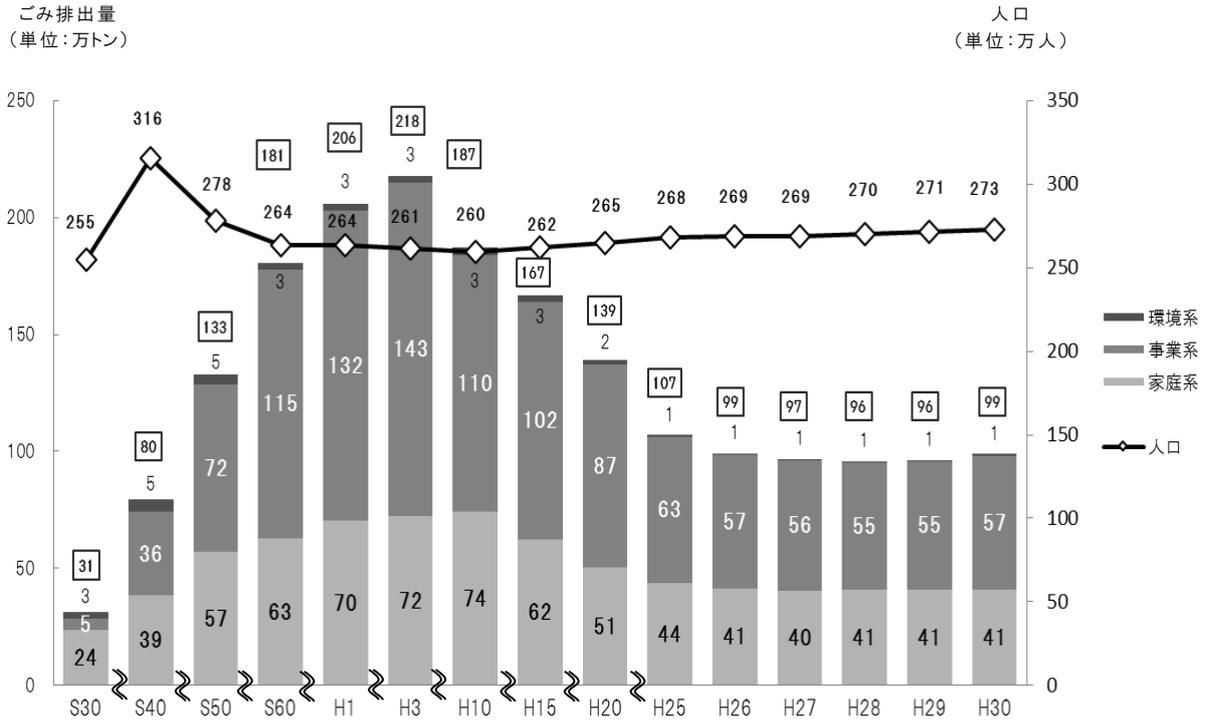
¹ごみ排出量：家庭や事業所から排出されたごみのうち、大阪市収集量（大阪市が収集した量）及び許可業者等搬入量（許可業者（大阪市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者）及び排出者自ら市長が指定する処理施設に搬入した量）で大阪市資源化量（大阪市が資源化した量）を含む。

²コミュニティ回収：大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり収集を行うもので、原則、小学校区を単位として大阪市と同じ排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が収集を行うもの。

³特定建築物：次のとおり市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物

- 1 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物
- 2 事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000平方メートル以上の建物
- 3 製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建物
- 4 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- 5 その他、市長が特に必要と認める建物

〈グラフ1〉 ごみ排出量と人口の推移



〈表1〉 ごみ排出量の推移

年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成元年度	平成3年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
人口	254.7	315.6	277.9	263.6	263.7	261.3	259.6	262.0	265.1	268.4	268.6	269.1	270.2	271.3	272.5		
世帯数	58.0	85.3	90.8	97.7	103.8	106.0	114.2	121.8	129.0	135.3	136.4	135.5	137.4	139.3	141.3		
ごみ収集量・搬入量	家庭系	普通ごみ	20.3	35.4	54.2	57.9	63.7	63.7	63.3	56.7	44.2	36.8	34.2	33.9	33.2	33.1	33.3
		粗大ごみ	0.7	3.9	2.3	4.4	6.0	7.8	7.4	1.8	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.6	
		資源ごみ	—	—	—	—	—	0.0	2.7	2.5	2.9	2.6	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4
		容器包装プラ	—	—	—	—	—	—	—	0.5	2.3	2.0	2.1	2.0	1.9	1.9	1.9
		古紙・衣類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9	1.3	1.6	1.5	1.8	2.0
		臨時ごみ	2.8	0.1	0.4	0.7	0.7	0.9	0.9	0.8	—	—	—	—	—	—	—
	計 A	23.8	39.4	56.9	63.0	70.4	72.4	74.3	62.3	50.6	43.6	41.4	41.3	40.4	40.7	41.2	
	事業系	業者ごみ	4.9	27.0	63.8	103.9	120.8	130.6	100.1	91.9	82.7	61.2	56.1	55.1	53.5	53.8	56.0
		持込ごみ	—	8.5	7.8	11.0	11.6	11.9	9.7	9.6	3.2	1.5	1.1	1.0	1.0	1.2	
		臨時ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	
	計 B	4.9	35.5	71.6	114.9	132.4	142.5	109.8	101.5	86.6	62.8	57.2	56.1	54.5	54.8	57.3	
	環境系	計 C	2.7	5.4	4.6	2.9	2.8	2.7	3.0	2.7	1.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.8	
	合計	A+B+C=D+E+F+G	31.4	80.3	133.1	180.8	205.6	217.6	187.1	166.5	138.9	107.1	99.1	97.9	95.4	99.3	
処理処分量	資源化 D	—	—	—	—	0.3	0.8	2.8	3.1	4.3	5.0	5.4	5.7	5.6	5.8	5.9	
	焼却 E	4.5	32.2	94.9	147.2	173.9	178.3	170.8	163.4	134.6	102.1	93.7	92.3	89.9	90.2	93.4	
	プレス他 F	3.5	0.0	12.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	埋立	直接埋立 G	23.4	48.1	25.6	33.6	31.4	38.5	13.5	—	—	—	—	—	—	—	
		焼却灰	0.0	8.2	34.9	38.4	43.1	45.3	37.6	33.5	27.0	17.3	14.8	14.5	13.7	13.6	
計	23.4	56.3	60.5	72.0	74.5	83.8	51.1	33.5	27.0	17.3	14.8	14.5	13.7	13.6	14.3		
資源化の取組	大阪市	—	—	—	—	—	0.8	3.7	4.0	5.7	5.8	6.1	6.4	6.2	6.5	6.7	
	資源集団回収	—	—	—	—	—	—	—	2.5	3.6	4.1	4.3	4.2	4.1	4.2		
	特定建築物	—	—	—	—	—	—	13.3	15.8	18.5	24.6	27.0	27.5	29.3	30.4	29.0	
	計	—	—	—	—	—	0.8	17.0	22.3	27.8	34.5	37.4	38.1	39.6	41.0	39.9	

注1:単位は、人口は「万人」(各年度とも10月1日現在)、世帯数は「万世帯」(各年度とも10月1日現在)、ごみ等の量は「万トン」
 注2:「容器包装プラ」は、容器包装プラスチック
 注3:「臨時ごみ」は、平成19年度に「家庭系ごみ」から「事業系ごみ」に区分変更
 注4:「資源化」の量は、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類を資源化した量と粗大ごみなどの破砕処理後の金属回収量の和
 注5:「大阪市」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック収集量と破砕処理後の金属回収量の和
 注6:「特定建築物」の量は、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」による量

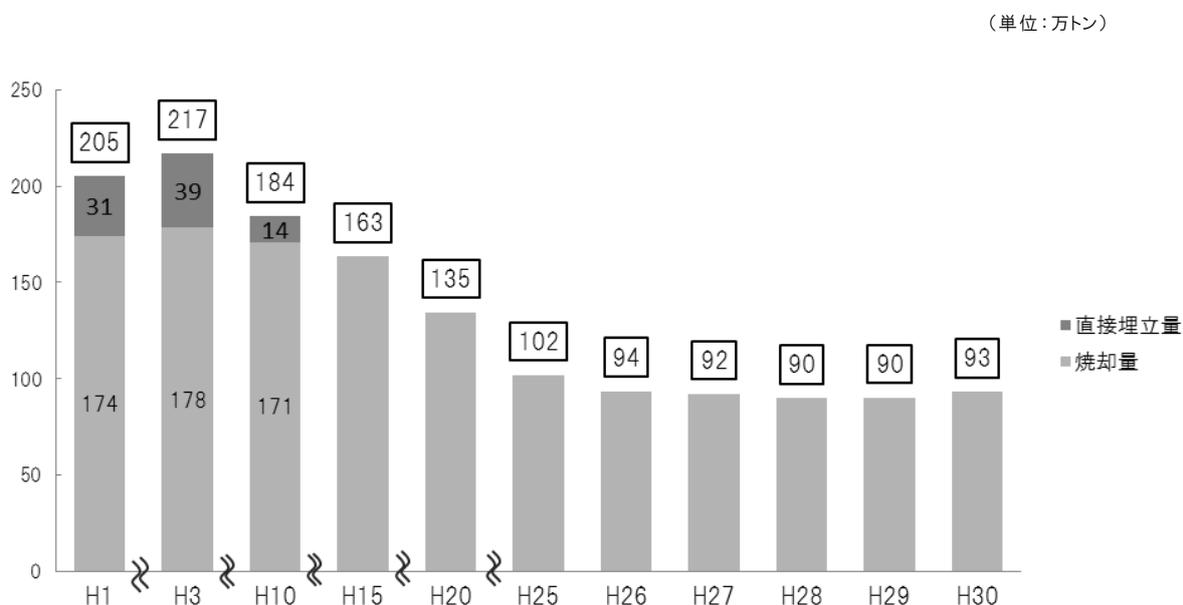
(2) ごみ処理量（焼却量）の推移

平成 30 年度のごみ処理量（焼却量）は 93 万トンで、ピーク時であった平成 3 年度 217 万トンの半分以下となっています。

大阪市では、ごみ減量の進捗に伴い、10 工場稼働体制から稼働焼却工場数を削減してきました。平成 20 年 12 月以降、ごみ減量の進捗状況に応じて、1 工場を建替えにより竣工し、4 工場を停止したことにより、平成 26 年 3 月には、7 工場稼働体制まで縮小しました。平成 27 年 4 月からは、環境施設組合が焼却処理事業を行っていますが、平成 28 年 3 月に住之江工場を更新のため休止し、平成 28 年度からは 6 工場稼働体制によりごみの焼却処理を行っています。

また、焼却処理により生じた焼却灰の最終処分を行う北港処分地（夢洲）⁴をできるだけ長く活用していくためにも、ごみ減量を推進する必要があります。

〈グラフ 2〉 ごみ処理量の推移

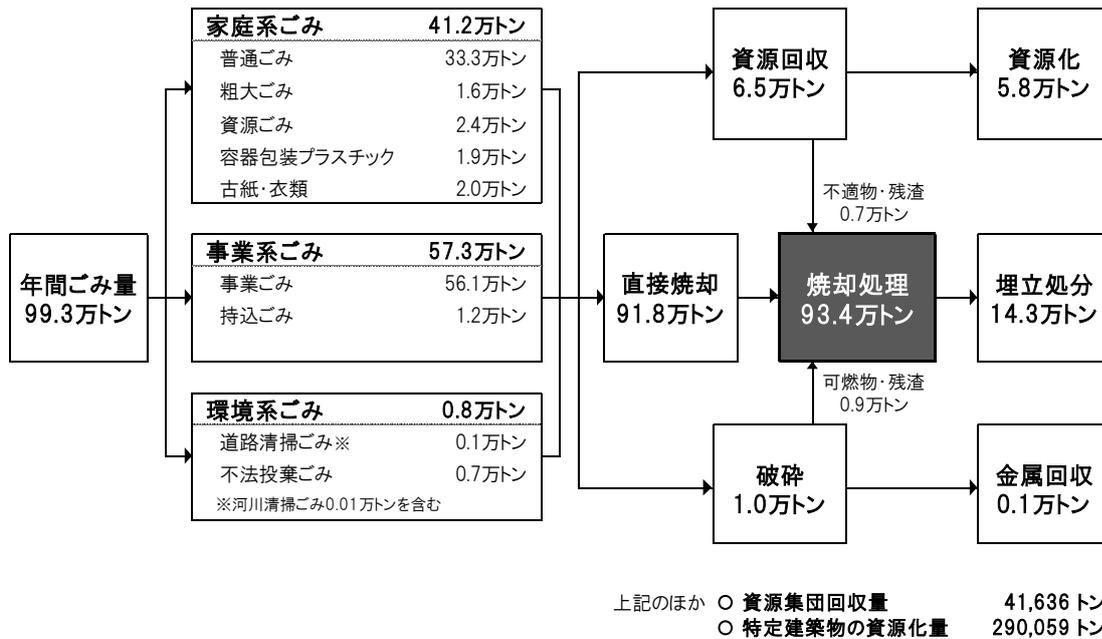


⁴北港処分地（夢洲）：本市唯一の最終処分地。昭和 60 年 6 月から埋立を開始し、ごみの減量努力等によって、埋立免許期間の伸長を行ってきた。北港処分地（夢洲）の埋立完了後は、次の処分地を本市独自で確保することは困難のため、貴重な最終処分空間の有効活用に努める必要がある。

(3) ごみ処理状況

平成 30 年度の大阪市におけるごみ処理フローは次のとおりです。
平成 30 年度は年間 93 万トンのごみを焼却処理しました。

〈図 2〉平成 30 年度ごみ処理フロー



注. 資源ごみには、乾電池等の拠点回収量を含む。

(4) ごみ処理経費の推移

市民・事業者の皆さんのご理解とご協力により、ごみ減量が大きく進んだ結果、ごみ処理に係る経費についても大きく減少しています。過去の推移をみると、歳出から手数料等の歳入を除いた市税投入額は、524 億円から 225 億円へ、約 300 億円の縮減となっています。ごみ減量により、収集運搬や焼却などが必要なごみ処理量が減ることから、ごみ処理事業にかかる経常的な経費の削減、焼却工場数の削減による投資的な経費の削減のほか、最終処分場の延命化に寄与するなど、財政効果につながっています。

〈表2〉 ごみ処理事業に係る歳出・歳入の推移（決算額）

(単位:億円)

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳出合計	652	450	431	398	378	366	320	317	319	301
歳入合計	128	95	95	149	122	124	75	72	73	76
歳出－歳入 (市税投入額)	524	355	336	249	256	242	245	245	246	225

【参考】近年建設した焼却工場の建設費

令和4年度竣工予定 住之江工場 約190億円（処理能力400トン/日）

平成21年度竣工 東淀工場 約200億円（処理能力400トン/日）

平成14年度竣工 平野工場 約500億円（処理能力900トン/日）

注：住之江工場は既設建物を活用したプラント設備等の更新。金額は住之江工場更新工事契約金額

2 これまでの取組の概要

大阪市では、循環を基調とした「持続可能な循環型社会」の形成をめざして取組を進めてきました。

(1) 前計画の計画目標について

前計画では、安全かつ安定した処理体制を維持するためには、長期的なごみ処理量の見通しが不可欠であることから、平成28年度から令和7年度の10カ年を計画期間とし、ごみ処理量を84万トンとすることを主な計画目標としていました。

なお、現在の進捗状況については、基準年度である平成26年度のごみ処理量94万トンに対し、平成30年度においては93万トンとなっています。

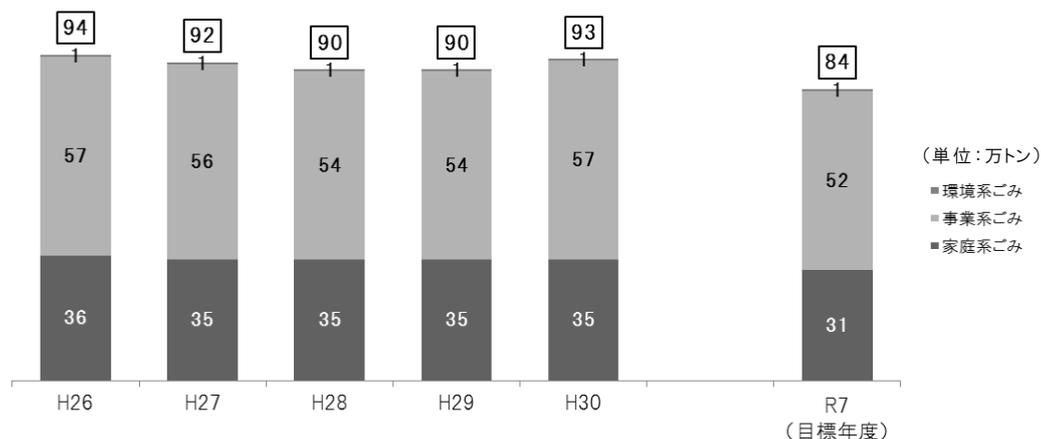
〈表3〉 計画目標の進捗状況

(単位:万トン)

	平成26年度 (基準年度)	令和7年度 (目標年度) A	平成30年度 実績 B	進捗状況
ごみ排出量(万トン)	103.3	95.5	103.5	—
家庭系ごみ	45.6	42.7	45.4	—
事業系ごみ	57.2	52.3	57.3	—
環境系ごみ	0.5	0.5	0.8	—
資源化量(万トン)	9.6	11.6	10.2	87.6%
家庭系ごみ	9.5	11.5	10.0	86.7%
事業系ごみ	0.1	0.1	0.2	200.0%
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0	—
ごみ処理量(万トン)	93.7	83.9	93.4	89.8%
家庭系ごみ	36.1	31.2	35.4	88.1%
事業系ごみ	57.1	52.2	57.1	91.4%
環境系ごみ	0.5	0.5	0.8	62.5%

注1. 資源化量の進捗状況は、 $B \div A$ にて算出
 注2. ごみ処理量の進捗状況は、 $A \div B$ にて算出

〈グラフ3〉 ごみ処理量の進捗状況



(2) 実施施策について

ごみ処理量 84 万トンの目標達成に向け、大阪市が市民・事業者の皆さんとの連携により実施したこの間の主な施策は、次のとおりです。

ア 家庭系ごみ対策

(7) 古紙・衣類の分別収集

家庭系ごみに多く含まれている古紙・衣類を資源化し、ごみ減量へとつなげるため、新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙、衣類を対象に、平成 25 年 10 月から市内全域で収集を実施しています。また、収集頻度については、分別収集開始当初は月 2 回でしたが、平成 27 年 4 月からは週 1 回の頻度で行っています。

(イ) 古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制

大阪市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類を対象に、ごみの減量と適正処理を目的として、平成 29 年 4 月に条例の一部改正を行い、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制しました。また、同年 10 月からは違反者に対し指導等を経たうえで、過料を科すなどとした規定の適用を開始しています。

(ウ) コミュニティ回収等の支援

市民が自主的に取り組む資源の集団回収活動を促進するため、平成 11 年度から町会・自治会・子ども会等の住民団体を対象として資源集団回収団体の支援制度を設けています。

平成 26 年度からは「コミュニティ回収（大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり収集を行うもので、基本的に大阪市と同じ排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が収集を行うもの）」という手法を用いて、より一層の資源集団回収活動の活性化を図っています。

【平成 30 年度実績】（資源集団回収・コミュニティ回収）

実施団体数 2,807（75）団体

回収量 34,384（7,252）トン※（ ）はコミュニティ回収の実績で外数

(エ) 生ごみ減量

家庭系ごみの中には生ごみが多く含まれており、その中には、手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」が相当量含まれていることから、「食品ロス」を削減することにより生ごみの発生を抑制するとともに、排出時の水きりを徹底することで、さらなるごみ減量を図っています。具体的取組としては、生ごみ 3 きり（食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」）運動や「エコ・クッキング」について、広報紙やホームページなどの広報媒体、イベントや小学校における体験学習の場などを通じて普及啓発を行っています。

イ 事業系ごみ対策

(ア) 大規模な事業用建物の所有者等への減量推進・適正処理指導

特定建築物の所有者・管理者に対し、毎年計画書の提出及び廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。また、特定建築物の占有者（テナント）に対しても、所有者・管理者に対する協力を義務付けています。

指導対象となる特定建築物に対しては、本市職員による立入検査を実施し、助言・指導を行うとともに、優良な特定建築物を対象に表彰も実施しています。

【平成 30 年度実績】

立入指導件数 2,320 件

(イ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

大阪市のごみ処理量の約 6 割を占める事業系ごみの減量を図るため、環境施設組合が実施する焼却工場での搬入物のチェックを強化し、産業廃棄物などの搬入不適物が発見されれば、収集業者から事情聴取のうえ適正処理指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対しては、事業系廃棄物適正処理啓発指導員が個別に適正な処理ルートに誘導、適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系ごみの適正区分・適正処理を推進しています。

【平成 30 年度実績】

検査台数 20,169 台

排出事業者指導件数 2,620 件（再指導、排出状況確認調査を含む）

(ウ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

平成 25 年 10 月から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、リサイクルルートへの誘導を促進しています。また、少量排出事業者対策として、古紙を無料で持ち込むことのできる「古紙回収協力店制度」を実施しているほか、再生資源事業者の情報を取扱い品目ごとに市ホームページに掲載し、機密書類やシュレッダー紙のリサイクルが可能な業者の情報も掲載しています。

(エ) 一般廃棄物再生利用業の指定制度の拡充

大阪市では、平成 5 年度に一般廃棄物に係る再生利用業指定制度を設け、同年度から取り扱う一般廃棄物の種類を「動植物性残渣（魚類の固形状粗に限る）」とする一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定を実施しています。

平成 28 年度からは焼却処理していた一般廃棄物のうちリサイクル可能な「木くず（剪定枝に限る）」、「動植物性残渣（魚類の固形状粗を除く）」、「廃油（廃食用油に限る）」について一般廃棄物再生利用業の取り扱う廃棄物の種類に加えることで、ごみの減量・リサイクルを推進しています。

ウ 家庭系ごみ収集輸送事業改革

家庭系ごみ収集輸送事業については、収集輸送業務の効率化や退職不補充による人員削減に合わせた民間委託化を進めています。

前計画の期間においても、平成 28 年からは 2 行政区の普通ごみ収集の民間委託化、北部環境事業センターにおける家庭系ごみ収集全般の民間委託化を実施したほか、3 行政区の古紙・衣類の収集業務の民間委託化を実施し、平成 29 年からはさらに 3 行政区の資源ごみ、容器包装プラスチックの収集運搬業務の民間委託化を実施しました。

こうした取組とともに、平成 29 年 6 月には「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」を策定し、「経費の削減」と「市民サービスの向上」を二つの柱として、家庭系ごみ収集輸送事業の改革を進めました。

エ ごみ焼却処理事業の広域化

ごみの焼却処理事業については、大阪市、八尾市、松原市で一部事務組合「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、平成 27 年 4 月から事業を開始しています。

平成 30 年 3 月には、守口市より同市の焼却工場老朽化に伴い同組合への加入に向けた検討の依頼があったことから、同組合及び構成 3 市において検討を進めた結果、構成市、守口市共にメリットがあるとの結果となりました。令和元年 10 月 1 日には、守口市が加入し、同組合の名称は「大阪広域環境施設組合」に変更されました。

オ 災害廃棄物対策

災害廃棄物処理については、大規模地震や津波によるがれき等の廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴い通常の生活で排出されるごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となるとともに避難所で発生するごみ・し尿問題など様々な課題が生じることが想定されるため、これらに備えるための処理計画を平時から策定しておく必要があります。こうしたことから、平成 29 年 3 月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画【第 1 版】」を策定しました。

3 ごみ処理の現状と課題及び今後の方向性

(1) 家庭系ごみの現状と課題

ア 普通ごみの組成

前計画の基準年度である平成 26 年度と、平成 30 年度の普通ごみの量を比較すると、34.2 万トンから 33.3 万トンへと 0.9 万トン削減しています。

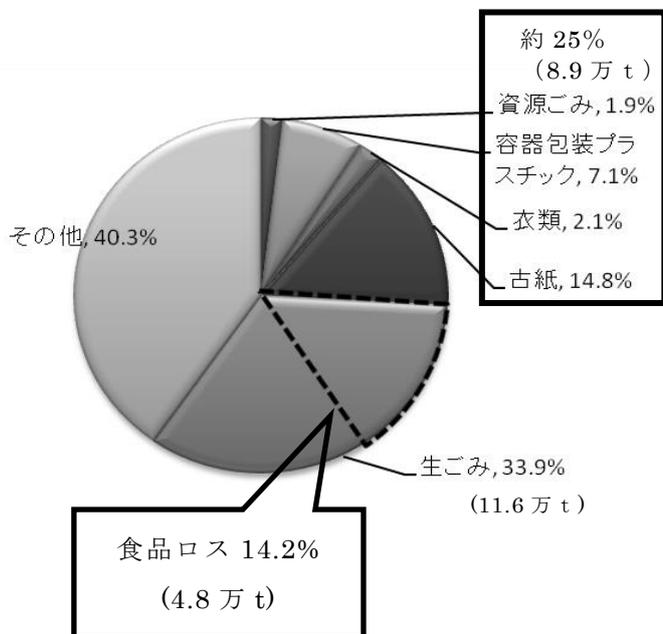
しかし、依然として普通ごみの中に、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれており、組成割合として約 25%と高い割合で推移しており、さらなる分別排出の徹底を進める必要があります。

また、生ごみや、手つかず食品、食べ残しといったいわゆる「食品ロス」については、1.1 万トンの減となっておりリデュースが進んでいますが、いまだ「食品ロス」について、3.7 万トンが廃棄されており、引き続き市民・事業者等と連携した取組が必要です。

〈グラフ 4〉 普通ごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

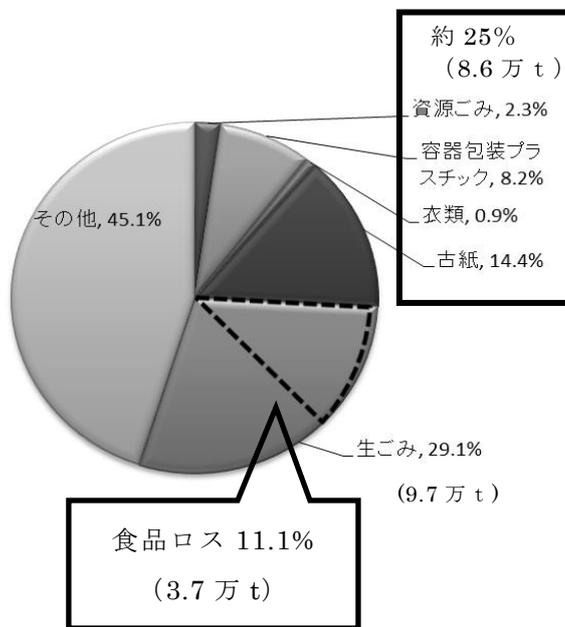
【平成 26 年度】 総量 34.2 万 t



組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

組成割合と推計量

【平成 30 年度】 総量 33.3 万 t



組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

(2) 事業系ごみの現状と課題

ア 小規模事業所のごみの組成

前計画の基準年度である平成 26 年度と、平成 30 年度の小規模事業所から排出されている推計量を比較すると、32.3 万トンから 31.3 万トンへと 1 万トン削減しています。そのうち、資源化可能な紙類の割合は 22.9%から 13.2%へと減少し、組成割合から推計すると、資源化可能な紙類は 3.3 万トン削減しています。

産業廃棄物の割合は、20.9%から 16.2%へと減少し、これも上記と同様に推計すると、1.6 万トン削減しています。

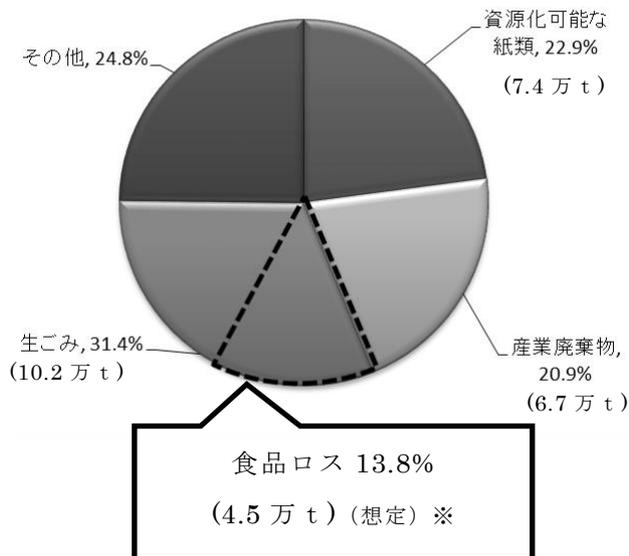
しかし、依然として資源化可能な紙類が 4.1 万トン、産業廃棄物が 5.1 万トン含まれていると推計されることから、リサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進める必要があります。

また、食品ロスの割合については、平成 30 年度の組成割合で 21.0%、量にして 6.6 万トンも含まれていると推計されることから、食品関連事業者等と連携した取組が必要です。

〈グラフ 5〉 小規模事業所から排出されているごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

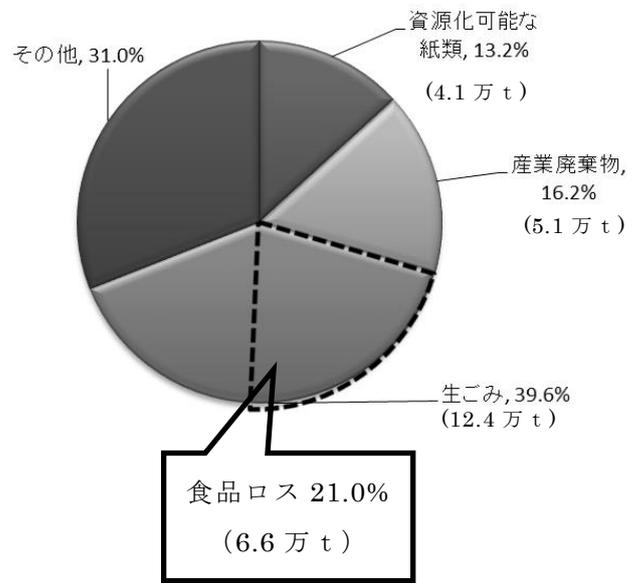
【平成 26 年度】 推計総量 32.3 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査
※他都市 H25 組成調査を準用

組成割合と推計量

【平成 30 年度】 推計総量 31.3 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計

注 1：推計総量は、小規模事業所の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計
注 2：小規模事業所＝特定建築物以外の事業所

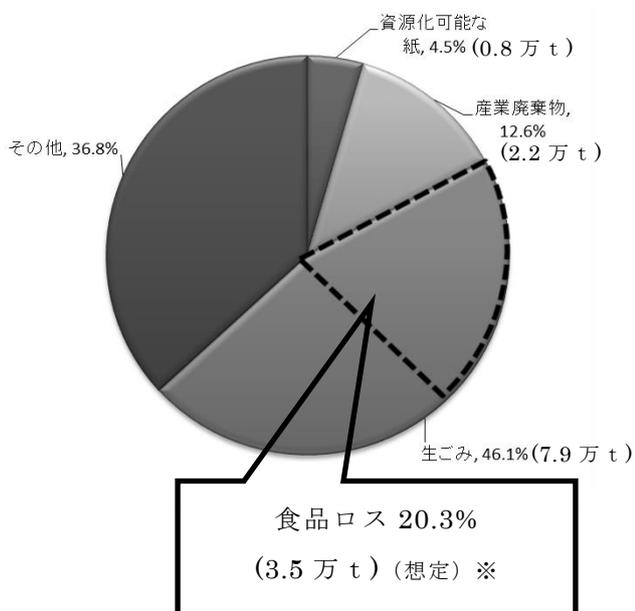
イ 大規模事業所のごみの内訳

事業系一般廃棄物排出実態調査からの推計により、平成 30 年度の資源化可能な紙類の割合が 11.8%、産業廃棄物の割合が 16.5%、食品ロスの割合が 28.2%、量にしてそれぞれ、1.8 万トン、2.5 万トン、4.3 万トンと前計画策定時を上回って焼却すべきでないものが捨てられていました。そのため、大規模事業所についても、リサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進めるとともに、食品ロス削減に向け食品関連事業者等と連携した取組が必要です。

〈グラフ 6〉 大規模事業所から排出されているごみの内訳

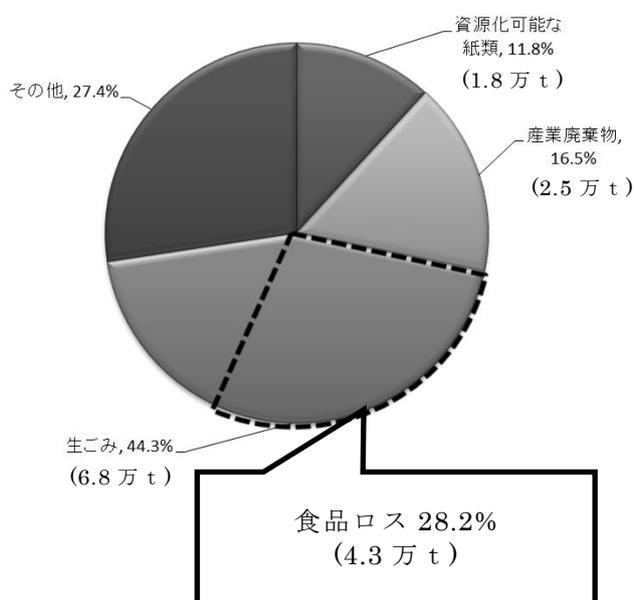
前計画策定時の想定組成割合と推計量

【平成 26 年度】 推計総量 17.2 万 t



組成割合と推計量

【平成 30 年度】 推計総量 15.4 万 t



組成割合：事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書を基に推計

※他都市 H25 組成調査を準用

組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計

注 1：推計総量は、特定建築物の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計

注 2：大規模事業所＝特定建築物

(3) 今後の方向性

大阪市のごみ処理量は、下げ止まりの傾向にあります。ごみの組成を見ると、家庭系ごみ・事業系ごみのいずれにおいても、生ごみが多く排出されており、その中には、「食品ロス」が相当量含まれています。また、依然として、家庭系ごみでは、資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が、事業系ごみでは、資源化可能な紙類や廃プラスチック類⁵をはじめとする産業廃棄物が焼却工場に搬入される状況にあります。

また、国際目標であるSDGsの視点からも、「食品ロス」は、食料の損失・廃棄の削減が目標に設定（ゴール 12「つくる責任・つかう責任」）され、また「プラスチック」についても、海洋汚染が世界全体の課題（ゴール 14「海の豊かさを守ろう」）となっていることから、この2つの分野を主要なターゲットとして具体的な目標を掲げ、さらなるごみ減量の取組を広げます。

そのため、前計画の基本方針である、「2Rを優先した取組の推進」「分別・リサイクルの推進」「環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進」について、引き続き重要な方針として位置付けるとともに、SDGsの理念や目標を踏まえた新たな施策を展開することで、さらなるごみ減量を進めることとします。

その際には、これまでの成果を継続・発展させ、さらなるごみ減量を進めるため、行政として率先して取組を進めるとともに、市民・事業者・環境NPO/NGOなどあらゆるステークホルダーとの連携をより一層進めます。また、環境・経済・社会の課題については、相互に関連・複雑化していることから、「食品ロス」削減の取組がフードチェーンにおける商習慣の見直しや貧困対策へとつながるように、環境課題への取組が、経済や社会の複数課題の同時解決となるよう施策を推進していくこととします。

一方、ごみ処理事業の実施にあたっては、これまで収集輸送業務の効率化や退職不補充による人員削減に合わせた粗大ごみ収集業務の民間委託化、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集業務の一部民間委託化の実施等、経費削減に努めてきました。引き続き、ごみの適正処理責任を果たしつつ、一層のコスト削減と効率化を図るため、家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託化の拡大や環境事業センターの配置の適正化（統廃合）を行うとともに、市民サービスの質的向上をめざして、市民ニーズ・地域課題に対応した施策を進めます。

また、ごみ処理事業の一層の効率化とともに、大規模災害時の対応も含め、安全かつ安定したごみ処理体制の確保に向け、ごみの焼却処理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、施策を推進していくこととします。

⁵廃プラスチック類：産業廃棄物の種類の一つで、市の調査では、一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物の中で最も組成割合が高い。